

# ネイルスクールおよびネイルに関する授業・講習等における 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

2021年2月16日

Ver.5

<目次>

はじめに / Ver.5 改定にあたり .....	P 3
I. ネイルネイルスクールおよびネイルに関する授業・講習等における 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン 適合施設 チェックリスト(ネイルスクールおよびネイル講習会場) 「実施宣言ステッカー」取得のための実践項目と具体的な内容 .....	P 4
II. ネイルスクール等での感染拡大防止のための対応 .....	P 5
1. 受講に際しての留意点 .....	P 5
2. ネイルスクール等の授業・講習に関する対応 .....	P 6
①新型コロナウイルス感染症が収束するまでの授業・講習の変更事項の周知	
②感染症関連のキャンセル等に対する、柔軟な対応	
③受講生の通学に関する配慮	
◆新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)利用の促進	
3. 衛生管理・感染症対策 .....	P 6
①教室・講習会場入口	
②教室・講習会場	
③実習場面(対面での飛沫感染防止策)	
④休憩時における留意点	
⑤その他の高頻度接触部位の消毒または除菌	
⑥会計の際の留意点(レジおよび金銭授受)	
⑦換気・湿度管理	
⑧実技授業・講習に関わる器具、用具、備品類	
※消毒用エタノール等が入手困難な場合の対応について	
⑨実習を行う際の予防策	
⑩トイレ、手洗い設備等	
⑪廃棄物の処理	
4. 講師・スタッフの健康管理 .....	P 11
5. 緊急時の対応について	
新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者が発生した場合.....	P 12
<参考資料>”感染拡大を予防する新しい生活様式について”と ”業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点”.....	P 13
<参考> / 「ネイルサロン衛生管理士」資格制度 .....	P 15

## はじめに

新型コロナウイルス感染症が国内ではじめて確認されてから一年が経過しました。依然として世界中で感染拡大は続いています。我が国では、国民の生命を守るために、感染者数を抑えること及び医療提供体制を維持することが重要であり、さらに社会経済活動の継続を図るための取り組みが求められています。

### 第 21 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードの資料より抜粋 (2021 年 1 月 13 日)

新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項には以下の提言がなされています。

- ・「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底等、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に向けた周知。
- ・室内で「三つの密」を避けること。特に、日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼吸が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促すこと。
- ・令和2年 10 月 23 日の分科会で示された、「感染リスクが高まる「5つの場面」の周知。
- ・従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
- ・接触確認アプリ(COVID-19Contact-Confirming Application: COCOA)のインストールを呼びかけるとともに、陽性者との接触があった旨の通知があった場合における適切な機関への受診の相談や陽性者と診断された場合における登録の必要性についての周知。併せて、地域独自のQRコード等による追跡システムの利用の呼びかけ。

⇒ 感染防止と社会経済活動との両立にしっかりと道筋をつける

■厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードの資料等(第 21 回～)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00216.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00216.html)



本ガイドラインは、NPO 法人日本ネイリスト協会(以下、JNA)が、ネイルスクールでの授業(講習)およびネイルに関連する講習における新型コロナウイルス感染症対策の参考とするために作成したものです。ネイルスクールおよびネイルに関する授業・講習における実習の場面では、受講生同士で相モデルを組み、施術部位に直接触れながらトレーニングを行う場合もあるため、徹底した衛生措置を講じて感染拡大を防ぐことが重要です。新型コロナウイルス感染症対策は全国民で取り組むべきものであり、その一環としてJNA会員が教室・講習会場等において、対策の推進に協力することが望まれ、その際に本ガイドラインが参考になれば幸いです。

## Ver.5 改定にあたり

2021 年 1 月に、1 都 2 府 8 県に再び緊急事態宣言が発令され、さらなる感染症拡大防止対策が求められています。低温・低湿度の冬を迎え、全国で感染拡大が深刻な状況となっています。冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法、湿度管理などの対策も求められています。「感染リスクが高まる「5つの場面」の提言において、ネイルサロンでは、マスクなしでの会話や居場所の切り替わりに特に注意が必要とされます。これらの内容を網羅し、ガイドライン第 5 版に改定いたしました。

内閣官房の業種別ガイドライン一覧に、ネイルは生活必需サービスとして掲載されています。

業種別のガイドラインに則した実施宣言ステッカーを取得していただく仕組み(本ガイドライン P4 参照)が、2020 年 10 月よりスタートいたします。JNA 認定校が適切な感染拡大防止対策を実施していることを明示しましょう。ネイルスクールおよびネイルに関する授業・講習等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン ver.5 には「適合施設 チェックリスト」の実践項目と取り組むべき具体的内容を掲載しております。さらに、寒冷時期に必要な対策、接触確認アプリ(COCOA)利用の促進と留意点等も追記いたしました。

なお、本ガイドラインは発行日現在の情報を基に作成しております。ウイルスの感染状況には地域差もあり、今後明らかになる事実により必要な対応が変更になる場合もあります。

今後の新型コロナウイルス感染状況の予想が困難なため、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を踏まえ、各都道府県が定める行動計画や、各地区の保健所や他の行政機関からの指示や要請も参考にしながら、適切な対応をお願いいたします。

日本ネイリスト協会から皆様に対して情報や要請等の文書も発信してまいりますのでネイルスクール等経営者、ネイルスクール講師および関係者の皆様におかれましては JNA ホームページの最新情報もご確認ください。

2021 年 2 月 16 日 <Ver.5>

2020 年 10 月 31 日 <Ver.4>

2020 年 5 月 21 日 <Ver.3>

2020 年 4 月 9 日 <Ver.2>

2020 年 3 月 27 日 <Ver.1>

発行日現在の情報を基に作成しております。  
今後明らかになる内容によって変更する場合があります。

## I. ネイルスクールおよびネイルに関する授業・講習等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン 適合施設 チェックリスト(ネイルスクールおよびネイル講習会場)

受講生とスタッフの健康を守り、安心して授業・講習を受講していただくため、以下の 22 項目の感染症対策を実践しましょう。  
JNA 認定校は、本チェックリストに基づき感染症対策を実践することで JNA のホームページより「実施宣言ステッカー」を取得することが出来ます。

実践項目	具体的な内容	詳細頁
<b>教室・講習会場の設備・環境 全般に関わる事項</b>		
1 教室・講習会場入口の衛生的配慮	<input type="checkbox"/> 手指に用いる消毒剤または除菌剤等を設置し、入口で手指消毒を行ってから入室するよう促している。 <input type="checkbox"/> ドアノブ等(高頻度接触部位)は、ドアの開閉時の都度、または定期的に消毒または除菌を行っている	P7
2 対面遮蔽の工夫(実習時) 間隔をあけた席の配置(座学時・実習時)	<input type="checkbox"/> 実習時はスニーズガードを設置している。スニーズガードの設置ができない密接場面では、受講生・モデル共に、フェイスシールドとマスクの両方を着用している。 <input type="checkbox"/> 実習終了後は、スニーズガードの消毒または除菌を行っている。 <input type="checkbox"/> 受講生同士が密接しないよう席の間隔を適切に(最低1m、できれば2m)あけている。大声で話さないよう努めている。	P7, 8
3 モデルハンド(人工ハンド)を活用したトレーニング(実習時)	<input type="checkbox"/> 実習を行う際には、可能な限り“人の手”ではなく、“モデルハンド(人工ハンド)”を活用したプログラムを導入し、密接および密集を避けている。	P8
4 効率の良い換気・湿度管理	<input type="checkbox"/> 外気に面した窓やドアを開けられる施設では、送風機等(扇風機は室外に向けて使用する等)を活用して効果的な換気を行っている。窓やドアが開けられない施設では、建物に設置されている給排気設備を常時稼働させるとともに、定員を2/3～1/2程度に減らす対策を講じている。乾燥する場面では湿度40%以上を目安に湿度管理を行っている。「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法として窓開け換気が難しい場合には、空気清浄機(HEPAフィルターによるろ過かつ風量が毎分5㎡程度以上のものなど)を使用すること。	P8
5 高頻度接触部位の消毒または除菌	<input type="checkbox"/> テーブル(教室、共用部分、スタッフルームを含む)、椅子(背もたれ、ひじ掛け、座面)、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、エレベーターのボタン、カラーサンプル、デザインサンプル等の消毒または除菌を行っている。	P7～11
6 受講生の休憩スペース	<input type="checkbox"/> 休憩時間も密集を避け(最低1m、できれば2mあける)、飲食の際は横並びに座り、会話も控え、効率の良い換気を行っている。 <input type="checkbox"/> テーブル、椅子、その他 高頻度接触部位を定期的に消毒または除菌を行っている。	P8, 9
7 会計の際の留意点	<input type="checkbox"/> 可能な限り、電子決済を推奨し、カードリーダー、タブレット、キャッシュトレイ、ペン等の消毒または除菌をしている。 <input type="checkbox"/> 会計後の手洗いまたは手指消毒を徹底している。	P8
8 トイレ、手洗い設備等の衛生的配慮	<input type="checkbox"/> 清掃、消毒または除菌を通常以上に徹底している。 <input type="checkbox"/> トイレはフタを閉めて流す徹底を図るための掲示を行っている。 <input type="checkbox"/> 液体石けん、ペーパータオルを備えている。共用タオルを使用していない。ハンドドライヤーの使用を停止している。	P10
9 廃棄物の処理	<input type="checkbox"/> ふた付きのゴミ箱を備え、ゴミはビニールに入れ適切な方法で廃棄している。 <input type="checkbox"/> 廃棄物の処理の際は、グローブとマスクを着用している。事後に手洗い、手指消毒をしている。	P10
<b>講師・スタッフの健康管理等に関わる事項</b>		
10 講師・スタッフの健康管理	<input type="checkbox"/> 体調チェックに気を配り、健康管理(体温等)を記録している。 <input type="checkbox"/> 出勤を控える要件を理解している。 <input type="checkbox"/> 毎日の行動記録(いつ、どこで、誰と会ったか)を残している。	P11
11 マスクの常時着用 フェイスシールドの活用	<input type="checkbox"/> 講師・スタッフは飛沫感染防止のため、マスクを常時着用している。 <input type="checkbox"/> スニーズガードの設置ができない密接場面では、フェイスシールドとマスクの両方を着用している。フェイスシールドの着用後は消毒または除菌を行っている。	P7,10,11
12 スタッフルーム等	<input type="checkbox"/> 食事、休憩時、着替えの際に密集を避け(最低1m、できれば2m)、飲食の際は横並びに座り、会話も控え、効率の良い換気を行っている。 <input type="checkbox"/> テーブル、椅子、その他 高頻度接触部位を消毒または除菌している。	P11
<b>受講予約・受付に関わる事項</b>		
13 予約制の徹底	<input type="checkbox"/> 受講予約と受講定員を設定し、最少人数の講師・スタッフで対応できるように運営し、講習時間が延長しないよう努めている。	P5, 6
14 受講生の体調チェック(予約時)	<input type="checkbox"/> 受講予約にあたり、受講をお断りする要件を明記し、該当しない事を確認してから、受講の予約を受け付けている。	P5, 6
<b>受講生に関わる事項</b>		
15 受講生の体調チェック(受講当日)	<input type="checkbox"/> 体調が万全でない場合は、予約日を変更していただくようお願いしている。 <input type="checkbox"/> 検温を行い、当日の体調が良好であるかを伺って、マスクの着用確認を行ってから授業または講習をスタートしている。 <small>※商業施設内に施設がある場合は、商業施設の入り口等で既に検温を実施している場合、再度の検温は行わなくてもよい。</small>	P7
16 マスク着用の確認	<input type="checkbox"/> 飛沫感染防止のため、マスクを正しく常時着用できているか確認している。	P5,6,7
<b>実習に関わる事項</b>		
17 実習を行う際の着衣等(受講生)	<input type="checkbox"/> マスク、フェイスシールド(必要に応じて)、アイガード、グローブ(必要に応じて)、清潔な実習着やエプロンを着用している。 <input type="checkbox"/> スニーズガードの設置ができない密接場面では、フェイスシールドとマスクの両方を着用している。	P7,8,10
18 丁寧な手指消毒	<input type="checkbox"/> こまめな手洗いを励行すると共に、施術のはじめに消毒剤を用いて擦式清拭消毒を丁寧に行っている。	P7
19 実技授業・講習に関わる器具、用具、備品類の衛生管理	<input type="checkbox"/> 消毒済みの器具、用具、備品類を備え、実習終了後は、通常以上(場合により標準レベル以上)の消毒または除菌を行っている。 <input type="checkbox"/> コットン、ガーゼ、ペーパー類等は使い捨てとし、施術モデルが直接触れる備品類には可能な限りペーパー等で覆う工夫をしている。ペーパー等で覆うことの出来ない高頻度に接触する備品類等は、実習終了後に消毒または除菌を行っている。	P9
20 各種用具の持ち手・化粧品等の外装部分の適切な消毒	<input type="checkbox"/> 各種筆類(ジェル用、アクリル用、アート用等)の持ち手部分、ネイルポリッシュ等の各種化粧品、ネイル材料のキャップや本体部分も、使用後は消毒または除菌を行っている。	P9
<b>その他</b>		
21 緊急時の対応	<input type="checkbox"/> 有事の際の連絡先(管轄の保健所または所轄担当役所の電話番号)と対応フローを明確にし、共有できている。 商業施設内に施設がある場合は、その管理部門と連携して適切な対応をとっている。	P12
22 ガイドラインの遵守 COCOA利用の促進	<input type="checkbox"/> 「ネイルスクールおよびネイルに関する授業・講習等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を参照しながら取り組みを実践している。また、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCA)の利用を促進している。	P6

## II. ネイルスクール等での感染拡大防止のための対応

### 1. 受講に際しての留意点

受講生へ受講時の注意事項並びに、体調が思わしくない時等の参加の自粛を、ホームページ、SNS、入口への掲示、書面配布等で呼びかけ、注意の徹底を強く求めること。

また、下記症状のある受講生については受講を控えていただき、体調が回復してから改めて受講を予約していただく様をお願いすること。その際、新型コロナウイルス感染拡大防止のためであることを説明し、ご理解いただくこと。さらに、受講に際して、事前に予約が必要であることを周知し、マスクの持参、着用をお願いすること。

下記の症状がある場合は、体調が万全に回復するまで、受講はお控えください。

- \* 風邪の症状(くしゃみや咳が出る)がある場合 ※花粉症や鼻炎による くしゃみや鼻水の症状は除く
- \* 発熱の兆候がある場合
- \* だるさ(倦怠感)や息苦しさがある場合
- \* 咳、痰、または胸部に不快感がある場合
- \* 味覚および嗅覚にいつもと違う変化を感じる場合
- \* その他新型コロナウイルスに感染している疑いのある症状がある場合
- \* 1週間前くらいまでにインフルエンザ・ノロウイルス等にかかっていた方

新型コロナウイルス感染症の影響で、くしゃみをするこもはばかられる状況が続いています。「くしゃみ」「鼻水」「鼻づまり」「目のかゆみ」等の症状がある場合には、自己判断せず、耳鼻咽喉科、内科、眼科、アレルギー科等の専門医を受診し、診断を受け、治療を行うことが大切です。

以下の内容に該当する場合も、受講をお控えください。

- 新型コロナウイルスの陽性者または濃厚接触者と判明した場合
- 新型コロナウイルス感染症陽性者との濃厚接触がある場合
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航者の方、並びに当渡航者との濃厚接触がある場合
- 過去 14 日以内に、新型コロナウイルス感染者が発生したクラスターとされる場所を訪れた方、並びに当人と濃厚接触がある場合

以上はあくまでも一例なので、下記を参考に各施設の立地、設備、メニュー、最新の保健所やその他の行政機関からの通達等の諸条件を考慮し、適切な注意喚起をすること。



<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596978.pdf>  
「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」

また、感染例が報告されている地区では、潜在的に感染者がいる可能性が高く、一層の対策が必要である。各地区の感染の現状には、厚生労働省 HP を参照すること。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html#kokunaihassei](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokunaihassei)  
「国内の発生状況」



過去 14 日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等については常に変化しているため、以下の外務省 HP を参照し最新の情報の把握に努めること。



[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/country\\_count.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/country_count.html)  
「各国・地域における新型コロナウイルスの感染状況」

[https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen\\_risk.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html)  
「海外安全ホームページ 感染症危険情報」



## 2. ネイルスクール等の授業・講習に関する対応

### ①新型コロナウイルス感染症が収束するまでの授業・講習の変更事項の周知

予約の体制を整え、受講生が込み合う時間帯をつくらぬようスケジュールリングすると共に、講師・スタッフも最少人数で対応できるシフトを組むこと。また、受講生同士が密接しないよう席の間隔を適切にあげる。講習時間の変更や、授業・講習内容に変更がある場合は、あらかじめホームページ、SNS、会場内掲示、書面配布等で告知を行うこと。

感染症対策および健康管理の一環として、受講生・講師・スタッフは、常にマスクを着用し、必要に応じてフェイスシールド、アイガード、グローブ等を着用すること。

### ②感染症関連のキャンセル等に対する、柔軟な対応

受講予約をいただいているが、感染症関連の理由により受講ができない場合は、柔軟に対応し、受講生が不利益にならないように事前に対応を検討し告知すること(予約のキャンセル、延期等)。感染防止対策の徹底状況が説明できるようスタッフ間でその内容を共有しておくこと。

受講できない状況が続く場合には、通学期限の延長や補習カリキュラムを検討し、対応すること。

尚、JNAでは、JNAの講習会や検定試験の自校実施でのキャンセル対応(感染症関連の理由による欠席の場合の受講料の繰り越し、返金等)を行う場合がある。

### ③受講生の通学に関する配慮

受講生の居住地における感染状況に注意し、通学の可否も含めて通学の時間帯にも配慮すること。

※受講生が心身ともに健康な状態で授業・講習を受講できるようサポートすること。

### ◆新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)利用の促進と留意点

講師・スタッフは COCoA のインストールと利用を必須とし、QR コードが記載されている「ガイドライン実施宣言ステッカー」を入口、教室・講習会場内に掲示する等の方法で、受講生にも利用を推奨すること。また、各地域が行っている通知サービスも推奨すること。受講生には、接触確認アプリ(COCoA)を機能させるため、携帯電話の電源を切らずにマナーモードにすることを推奨する

## 3. 衛生管理・感染症対策

ネイルに関連する授業・講習の実施においても、教室・講習会場内の衛生環境の向上・感染症対策を徹底し、受講生および講師・スタッフの感染症対策を講じる必要がある。以下、NPO法人日本ネイリスト協会発行「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」と、本ガイドラインを参照し運営すること。

座学のみでの授業・講習においても、感染防止の観点から、教室・講習会場内の環境の衛生向上の確保、換気の徹底、受講生同士が密に接触しないように留意する必要がある。



NPO法人日本ネイリスト協会「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」参照

[https://www.nail.or.jp/media/pdf/eisei/eiseikanri\\_jishukijun2017.pdf](https://www.nail.or.jp/media/pdf/eisei/eiseikanri_jishukijun2017.pdf)

<参考>厚生労働省「ネイルサロンにおける衛生管理に関する指針」

[https://www.nail.or.jp/media/pdf/eisei/eiseikanri\\_100915.pdf](https://www.nail.or.jp/media/pdf/eisei/eiseikanri_100915.pdf)



※1 飛沫防止用のシート等については、以下の点に留意すること。  
・火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあつては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用すること。  
・同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。  
・不明の点があれば、最寄りの消防署に相談すること。

## 新型コロナウイルスの感染防止対策としては特に以下の事項を徹底すること。

### ◆求められる主な対策◆

- ・三密を避ける対策
- ・受講生に対して体調の確認
- ・飛沫感染対策
- ・スタッフの健康管理
- ・接触感染対策
- ・有事の際の対応フローの共有 等

### ◆3つの「密」を避けるようにすること

- ・密閉空間…効率のよい換気を行い、新鮮な空気を取り込むこと。
- ・密集場所…受講は予約制とし、受講定員を設定するなど密集を回避する。  
受講生の座席レイアウトを見直し、席の間隔を（最低1m以上、できれば2m）あけること。
- ・密接場面…受講生・講師・スタッフは常にマスクを着用すること。実習の際は対面での飛沫感染防止のため「ビニールカーテン」または「アクリル板」などのスニーズガード※1を設置し遮蔽すること。また、実習終了後はスニーズガードの消毒または除菌を行うこと。スニーズガードの設置が出来ない場面では、フェイスシールドとマスクの両方を着用すること。  
モデルハンド（人工ハンド）を導入したプログラムを取り入れる等、効率のよいプログラムを練り実習時間が延長しないように努める。会話はなるべく控え、大声で会話しないよう努めること。  
受講生が水分補給等をする場合は、ペットボトル等使い捨て出来る容器を使用すること。

◆手洗い・手指消毒を徹底し、高頻度接触部位については、徹底した消毒または除菌を行うこと。なお消毒方法等の具体的な方法は「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」および本ガイドラインP9を参照のこと。

### ◆手指の衛生措置の基本“手洗い”の励行

消毒用エタノールが入手困難な状況において、確実にウイルスを除去するためにも、手洗いを励行しましょう。

※＜参考＞厚生労働省 手洗いの方法 →



### ◆受講生の体調の確認

受講当日、検温を行い、当日の体調が良好であるかを伺って、体調不良の方は別日変更のお願いをする。また、マスクの着用を確認する。※商業施設内に施設がある場合は、商業施設の入り口等で既に検温を実施している場合、再度の検温は行わなくてもよい。

### ◆より丁寧な手指消毒の徹底

ネイル実習で手指消毒をする場合には、より丁寧な手指消毒を心掛けましょう。手指消毒剤を用いて、手首から手の平、手の甲、指間、指先、爪先（フリーエッジの先端、裏側も含む）まで、丁寧に擦式清拭消毒を行いましょう。

◆消毒剤および除菌剤は、スプレーで直接噴霧しないこと（ウイルスが飛び散るため）。ペーパーに消毒剤を含ませ清拭することが大切です。

## ①教室・講習会場入口

●入口に手指消毒剤を設置し、手指消毒の徹底を促すこと。

消毒剤の準備が困難な場合は、除菌剤等で対応すること。

●ドアノブ等、受講生が触れる可能性が高い高頻度接触部位は、ドアの開閉時の都度、消毒または除菌を行うこと。

※次亜塩素酸ナトリウム水溶液（0.1%濃度）で消毒を行う場合は、ペーパータオルに含ませ清拭すること。金属部位に使用した場合は、10分程度たったら水拭きすること。

※新型コロナウイルスに効果を示す界面活性剤の詳細と製品リストは、

「独立行政法人 製品評価技術基盤機構 NITE」のホームページを参照してください。



## ②教室・講習会場

- 室内の清掃、消毒または除菌を通常以上に徹底すること。
- 受講生が座る席は、一定の距離(最低1m以上、できれば2m)をあけることが必要であるため、席が離れたレイアウトに変更すること。
- 受講定員を設定し、密集を避けること。なお、元々の定員が定められているスペースを利用する際は、定員の半分での利用とすること。

## ③実習場面(対面での飛沫感染防止策)

- 相モデル実習は対面での飛沫感染防止のため「ビニールカーテン」または「アクリル板」などのスニーズガードを設置し遮蔽すること。また、実習後は、スニーズガードの消毒または除菌を行うこと。スニーズガードの設置が出来ない密接場面では、フェイスシールドとマスクの両方を着用すること。
- 実習を行う際には、可能な限り“人の手”ではなく、“モデルハンド(人工ハンド)”を活用したプログラムを導入し、密接および密集を避ける。
- 実習中の会話はなるべく控えること。大声で話さないよう努めること。

## ④休憩時における留意点

- 休憩の前後には、必ず手洗いを行うこと。
- 休憩時間も密集を避け(最低1m以上、できれば2mあけること)、飲食は感染防止策を行った場所で行うこととし、横並びに座り、会話は控えること。
- 休憩スペースも効率的に換気を行うこと。
- 休憩スペース内のテーブル、椅子等も定期的に除菌を行うこと。

## ⑤その他の高頻度接触部位の消毒または除菌

### ●教室・講習会場

貸し出し備品類や、カラーサンプル、デザイン見本等に、触れた場合は消毒または除菌すること。タブレットやタッチパネル等を使用した場合は消毒または除菌を行うこと。

### ●オフィス内エリア等

電話、パソコンのキーボード、ボールペン、レジ周りの備品類も消毒または除菌を行うこと。

## ⑥会計の際の留意点(レジおよび金銭授受)

- 会計に際して、可能な限り電子決済の導入及び利用を推奨すること。また、現金、クレジットカード等の受け渡しが発生する場合には、手渡しで受け取らず、コイントレイなどを使用すること。
- 会計の際に使用した、カードリーダー、タブレット、キャッシュトレイ、ペン等も、使用後は消毒または除菌を行うこと。
- 対応後には必ず手洗いまたは手指消毒を行うこと。

## ⑦換気・湿度管理

- 外気に面した窓やドアを開けられる施設では、送風機等(扇風機を室外に向けて使用する等)を活用して、効果的な換気を行うこと。

窓やドアが開けられない施設では、建物に設置されている給排気設備を常時稼働させるとともに、定員を2/3~1/2程度に減らす対策を講じること。必要換気量(一人あたり毎時30m<sup>3</sup>)を確保すること。乾燥する場面では、湿度40%以上を目安に加湿することを推奨する。

※エアコンは無換気状態で使うと、ウイルスを室内に拡散させる恐れがあるので、換気を行っていることを前提として用いること。

※フィルター式の空気清浄機も一定の効果はあるが、必ず換気も行うこと。

※効果的な換気は、ネイル材料に含まれる空気よりも重い有機溶剤のガスの希釈にも有効である。

※換気は、連続的かつ効果的に行うことが重要である。

※室内空気質の確認として、CO<sub>2</sub>測定機を活用することが望ましい。室内のCO<sub>2</sub>濃度は1000ppm以下にすることが目標。

※法令を遵守した空調設備による常時換気又はこまめな換気(寒冷な場面では室温が下がらない範囲で常時窓開けする等の工夫や二段階換気等)を行なう。

※「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法として窓開け換気が難しい場合には、空気清浄機(HEPAフィルターによるろ過式かつ風量が毎分5m<sup>3</sup>程度以上のものなど)を使用すること。冷暖房設備により、室内の温度及び相対湿度を18℃以上かつ40%以上に維持することが望ましい。



## ⑧実技授業・講習に関わる器具、用具、備品類

- 実技授業・講習の場合は、ネイルテーブル、実習モデル用チェア、施術者用チェア、アームレスト、フットケア用チェア、ワゴン、ネイル機器、モデルハンド等は、使用毎に消毒または除菌を行うこと。また、講義用の机、イス等も同様の処置を行うこと。

### 【感染リスクを低減する適切な拭き方】

- ・同じ場所を何度も拭かない
- ・往復しない
- ・消毒剤または除菌剤を、直接スプレーしない。
- ◎一方向に拭く
- ◎拭く面から一度離れたら、ペーパー(消毒剤または除菌剤を含ませたもの)を取り換える。
- ◎拭いた後、拭いた場所を触らない。
- ◎十分な量の消毒剤または除菌剤を使い捨てのペーパー等に含ませて拭く。
- ※同じ場所が重ならない、拭き残しがないように注意する。

- 器具・用具類は、実習モデルごとに消毒済みのものを使用すること。
- 各種筆類(ジェル用、アクリル用、アート用等)の持ち手部分、ネイルポリッシュ等の各種化粧品、ネイル材料のキャップや本体部分も、使用後は消毒または除菌を行うこと。
- コットン、ガーゼ、ペーパー類等は使い捨てのものを使用すること。
- タオルは使い捨てできるペーパー類を使用することが望ましい。使い捨てできないタオルを使用する際は、実習モデルごとに交換すること。
- 器具類は、消毒済みのものを使用済みのものを区別し、適切な衛生措置を講じること。
- 施術に伴い生じるゴミや汚れた物は、その都度ふた付きのゴミ箱に捨てること

## ※消毒用エタノール等が入手困難な場合の対応について

### (1)手指消毒について

逆性石けんを用いて擦式清拭消毒を行う。

(消毒薬品名:オスバン、ザルコニン液など、有効成分 10%配合のものを用いて 0.1~0.2%濃度に希釈して使用すること)

### (2)金属器具類、用具類、備品類の消毒について

逆性石けんを用いて浸漬消毒を行う。

(消毒薬品名:オスバン、ザルコニン液など、有効成分 10%配合のものを用いて 0.1~0.2%濃度に希釈して使用すること)

#### ◆具体的な手順◆

洗浄→10 分間以上の浸漬消毒→水洗→乾燥→紫外線消毒連続 20 分間以上を行う。

#### 0.1~0.2%逆性石けん水溶液の作り方

(オスバン or ザルコニン液:2.5~5mL)+(水道水:250mL)=0.1~0.2%濃度

※作った消毒液は、その日限りの使用としてください。

### (3)用具類、備品等の消毒または除菌について(金属器具以外)

次亜塩素酸ナトリウム製剤を用いて浸漬消毒を行う。

(消毒薬品名:【ピューラックス 次亜塩素酸ナトリウム含有濃度6%】または【家庭用漂白剤ハイター次亜塩素酸ナトリウム含有濃度 5~6%でも代用可能】)を用いて 0.1%濃度以上に希釈して使用すること)

◆具体的な手順◆

洗浄→10 分間以上の浸漬消毒→水洗→乾燥を行う。

※次亜塩素酸ナトリウムは強アルカリ性のため、金属器具類には使用しない(錆びやすくなるため)。

※手荒れ防止のためグローブを装着すること。

※設備や備品(ネイルテーブル、チェア、ジェルネイルライトの手をのせる台等)の消毒または除菌に用いる場合には、ペーパータオル等に含ませて清拭を行うこと。10 分程度たったら水拭きすること。噴霧してはいけない。

0.1%以上濃度 次亜塩素酸ナトリウム水溶液の作り方

(ピューラックス or ハイター 5mL) + (水道水 250mL) ⇒ 0.1%以上濃度(標準レベル以上)

※作った消毒液は、その日限りの使用としてください。

⑨実習を行う際の予防策

- マスク、アイガード、グローブ(必要に応じて)を装着すること。スニーズガードの設置ができない密接場面ではフェイスシールドとマスクの両方を着用すること。フェイスシールドをはずし、再度着用する前に、消毒または除菌を行うこと。
- マスク装着時は、マスクに触れないよう徹底する。鼻、口、目など、ウイルスを付着させないよう粘膜を保護することが重要である。
- 実習の前後には、必ず手洗いを行うこと。
- 消毒剤に触れる機会が多いため、手荒れが生じた場合はグローブを装着すること。
- 実技授業・講習中は、清潔なユニフォームやエプロン等を着用すること。万が一、「咳」や「くしゃみ」等でウイルスの付着が心配な際には、速やかに清潔な着衣に取り換えること。

⑩トイレ、手洗い設備等

- 複数の人が出入りする場所の清掃、消毒または除菌を通常以上に徹底すること。
- トイレはフタを閉めて流すことを徹底していただくため掲示を行うこと。
- トイレ、手洗い設備等の清掃時は使い捨て手袋を着用すること。
- 手洗い設備および水道の蛇口、トイレ、出入り口のドアノブなど不特定多数が触れる箇所について、使用毎の消毒、または定期的な消毒または除菌を行うこと。  
※次亜塩素酸ナトリウム水溶液(0.1%濃度)で消毒を行う場合は、ペーパータオルに含ませ清拭すること。金属部位に使用した場合は、10分程度たったら水拭きすること。
- 巡回清掃の実施および実施管理記録の保存を徹底すること。
- 手洗いに用いる石けんは、液体石けんが望ましい。(固形石けんは、保管時に不潔になりやすいため)
- ハンドドライヤーは使用しないこと。ペーパータオルを使用し、ゴミ箱も備えること。(タオルの共有は絶対に行わないこと)  
※商業施設の共用トイレにおいては、実情に応じて対応すること。
- 清掃の終了後、手洗いを行うこと。

⑪廃棄物の処理

- グローブとマスクを着用すること。
- 施術時のゴミや、使用済みのマスクやグローブ、手洗いや消毒等に使用したペーパータオルなどを捨てる場合は、ビニールに入れ密封した状態で廃棄すること。
- ふた付きゴミ箱の内部も、消毒または除菌を行うこと。  
(具体例)次亜塩素酸ナトリウム水溶液 0.1%濃度を含ませたペーパータオル等で清拭する。金属部位に使用した場合は、10 分程度たったら水拭きすること。
- ゴミの捨て方は、該当所在地の環境事業所のルールに従うこと。  
※マスクやグローブを外す際も、適切な外し方を実践すること。

参考: 個人用防護具(PPE)の着脱の手順 →

- 廃棄物の処理後、手洗いを行うこと。



#### 4. 講師・スタッフの健康管理

講師・スタッフの心と身体の健康面を注視し、すべての講師・スタッフに対して、適切な健康管理を行う。公平で公正な処遇を行うこと。感染の疑いがある場合や、陽性者等であると判明した場合を想定して、職場の対応ルールを定めておくこと。

- ①講師・スタッフ全員に出勤時の体温チェックを徹底すると共に、体調の変化の有無についても上長に報告し、記録に残すこと。
  - ②マスクの常時着用を徹底する。必要に応じてアイガード、グローブの着用を行う。スニーズガードの設置が出来ない密接場面では、フェイスシールドとマスクの両方の着用を徹底する。
  - ③学校の所在地域および講師・スタッフの居住地における感染状況に注意し、出勤の可否も含めて出退勤の時間帯にも配慮すること。
  - ④講師・スタッフは、各自の日々の行動記録(いつ、どこで、誰と会ったか)を残すこと。感染が流行している地域から移動や感染が流行している地域への移動は控える。
  - ⑤スタッフルーム(更衣室および休憩スペースを含む)の利用、食事について
    - スタッフルームの利用が密にならないように心がけること。スタッフルームの入退室時には手洗いまたは手指消毒を行うこと。
    - 複数で食事をする際は間隔(最低1m以上、できれば2m)を空けて離れて座るか横並びに座り、マスクを外す場合は会話をしないこと。
    - 歯みがき、お化粧直しなど、マスクを外す場面では会話をしないこと。休憩時等は緊張がとけて気が緩みがちになり、感染リスクが高まることがあるので注意すること。
    - スタッフルーム内の高頻度接触部位となる冷蔵庫のドア、電子レンジボタン、テーブル、椅子等も消毒または除菌を行うこと。
    - スタッフルームの常時換気及び湿度管理を行うこと。
    - ゴミの廃棄も適切に行うこと。(3. ⑩廃棄物の処理 参照)
  - ⑥以下の症状がある場合は、出勤を停止とする。また勤務中に以下の症状を発症した場合は、速やかに医療機関を受診し、体調が完全に回復するまで治療に専念すること。
    - \* 風邪の症状(くしゃみや咳が出る)がある場合 ※花粉症や鼻炎による くしゃみや鼻水の症状は除く
    - \* 発熱の兆候がある場合
    - \* だるさ(倦怠感)や息苦しさがある場合
    - \* 咳、痰、または胸部に不快感がある場合
    - \* 味覚および嗅覚にいつもと違う変化を感じる場合
    - \* その他新型コロナウイルスに感染している疑いのある症状がある場合
    - \* 1週間前くらいまでにインフルエンザ・ノロウイルス等にかかっていた方。
  - ⑦講師・スタッフの同居者に感染者、または感染者への接触があったことが判明した場合
    - 新型コロナウイルス感染症陽性者との濃厚接触がある場合
    - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
    - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航者の方、並びに当渡航者との濃厚接触がある場合
    - 過去14日以内に、新型コロナウイルス感染者が発生したクラスターとされる場所を訪れた方、並びに当人との濃厚接触がある場合
    - 保健所または所轄担当役所の指示を仰ぎ、場合により自宅待機とすること。
    - 他の講師・スタッフ、および受講生との接触について正確な実態を把握すること。
    - 個人情報の保護に充分留意し、対応をすること。
- ※その他、講師・スタッフに新型コロナウイルス感染の疑いがある場合には、医療機関を受診し、専門医に相談すること。

新型コロナウイルス感染症の影響で、くしゃみをするこもはばかられる状況が続いています。「くしゃみ」「鼻水」「鼻づまり」「目のかゆみ」等の症状がある場合には、自己判断せず、耳鼻咽喉科、内科、眼科、アレルギー科等の専門医を受診し、診断を受け、治療を行うことが大切です。

## 5. 緊急時の対応について

### 新型コロナウイルス陽性者や濃厚接触者(以下、「陽性者等」)が発生した場合

受講生および講師・スタッフが、万が一感染した場合の対応は、保健所へ報告し、相談すること。  
尚、保健所以外に、市役所や町村役場が業務を担当している場合もあるため、開催会場の所轄担当役所の確認をしておくこと。

- 受講生および講師・スタッフに関わる感染情報を取得した場合、まず即時に保健所または所轄担当役所へ報告し、求められる情報の速やかな開示を行うこと。また、当該受講生への連絡の方法に関しては、保健所または所轄担当役所の指示を仰ぐこと。
  - 特に感染者あるいは感染の疑われる受講生の到着時間から帰宅までの1時間後くらいまでに、同じ時間帯に会場内に同席した受講生をリストアップし、報告できるようにすること。
  - 感染防止のため関係各所への報告義務が生じることを、受講生ご理解いただくこと。
  - その後の対応等に関しては、保健所または所轄担当役所に相談し、指示を仰ぐこと。
- ※商業施設内に施設がある場合は、その管理部門と連携して適切な対応をとること。

### スタッフに新型コロナウイルス陽性の疑いがある場合

- PCR 検査等を実施することが決定した段階で、速やかに上長に報告すること。  
また、検査の結果が判明した際には、その結果を上長に報告すること(結果が陰性であった場合も含む)。
- 報告を受けた上長は、濃厚接触者の自宅待機等については保健所の指示に従い、保健所による積極的疫学調査が実施される場合に備え、保健所の窓口となる担当者を決めておくこと。陽性者等とスタッフの勤務状況、予約表、スクールスペース等の見取り図等の準備をしておく。
- 保健所より、施設内の消毒等が必要になった場合は、その指示に従うこと。
- 保健所より、消毒に関して特段の指示がない場合は、陽性者等が接触したと考えられる箇所をすべて消毒すること。  
清掃と消毒を行う際は、グローブ、マスク、アイガード等を着用し、使い捨てのペーパータオルに、0.1%濃度の次亜塩素酸ナトリウム水溶液を含ませて清拭消毒を行う。金属類は、10分後に水拭きを行うこと。  
消毒後には、グローブを外し廃棄した後に、液体石けんを用いた手洗い、手指消毒を行うこと。

---

ネイルスクールおよびネイルに関連する授業・講習において、感染拡大の要因を排除することは勿論ですが、授業・講習において「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」、「ネイルサロンにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」、および本ガイドラインを参考に、衛生管理と感染症対策に関する正しい知識を周知することは、生活必需サービスである安全で安心なネイルサービスの普及に役立つ取り組みとなります。

業界として、お客様とネイリストの健康を守るためにも、適切な感染症対策と衛生管理の周知・励行にご協力いただきますよう深くお願い申し上げます。

## <参考資料>

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が2020年5月4日に発表した提言には「今後の行動変容に関する具体的な提言」として“感染拡大を予防する新しい生活様式について”と“業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点”が記されています。

<参考> 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年5月4日変更)→

[https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_h\\_0504.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_0504.pdf)



← <参考> 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言(令和2年5月4日)

[https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/jyoukyou\\_bunseki\\_0504.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/jyoukyou_bunseki_0504.pdf)



### ■「感染拡大を予防する新しい生活様式について」(別添)「新しい生活様式」の実践例

#### (1) 一人ひとりの基本的感染対策

##### ● 感染防止の3つの基本: ①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用。
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)
- ※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

ネイルスクールの運営に直接  
関わらない項目は省略しています。

##### ● 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむをえない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

#### (2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに手洗い・手指消毒  咳エチケットの徹底  こまめに換気
- 身体的距離の確保  「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱または風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養

#### (3) 日常生活の各場面別の生活様式

##### 買い物

- 通販も利用  1人または少人数ですいた時間に  電子決済の利用  サンプルなど展示品への接触は控えめに

##### 娯楽、スポーツ等

- 予約制を利用してゆったりと  狭い部屋での長居は無用

##### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに  混んでいる時間帯は避けて  徒歩や自転車利用も併用する

##### 食事

- 大皿は避けて、料理は個々に  対面ではなく横並びで座ろう  料理に夢中、おしゃべりは控えめに

##### 冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて  発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

#### (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務  時差通勤でゆったりと  会議はオンライン  対面での打合せは換気とマスク

### ■「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」には以下の記述があります。

- 今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。
- 社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。
- ここでは、各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例をまとめた。また、実際にガイドライン等を作成するに当たっては、適宜、感染管理にノウハウのある医療従事者などに監修を求めることにより、効果的な対策を行うことが期待される。
- また、新型コロナウイルス感染症から回復した者が差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、円滑な社会復帰のための十分な配慮が必要である。

(リスク評価とリスクに応じた対応)

○事業者においては、まずは提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

- ・接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタン など)には特に注意する。
- ・飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。

(各業種に共通する留意点)

○基本的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要である。例えば、人との接触を避け、対人距離を確保(できるだけ2mを目安に)することのほか、以下のものが挙げられる。

- ・感染防止のための入場者の整理(密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入場制限を含む)
- ・入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- ・マスクの着用(従業員及び入場者に対する周知)
- ・施設の換気(2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる)
- ・施設の消毒

(症状のある方の入場制限)

- ・新型コロナウイルスウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけることは、施設内などにおける感染対策としては最も優先すべき対策である。また、状況によっては発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。
- ・なお、業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理することも考えられる。

(感染対策の例)

- ・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
  - ・複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
  - ・手や口が触れるようなもの(コップ、箸など)は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る。
  - ・人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
  - ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
  - ・手洗いや手指消毒の徹底を図る。
- ※美容院や理容、マッサージなどで顧客の体に触れる場合は、手洗いをよりこまめにするなどにより接触感染対策を行う。(手袋は医療機関でなければ特に必要はなく、こまめな手洗いを主とする。)

(トイレ)(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)

- ・便器内は、通常の清掃で良い。
- ・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

(休憩スペース)(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ・共有する物品(テーブル、いす等)は、定期的に消毒する。
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

(ゴミの廃棄)

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

(清掃・消毒)

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要である。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良。

(その他)

- ・高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。  
感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

※業種ごとに対応を検討するに当たっては、これまでにクラスターが発生している施設等においては、格段の留意が必要である。

<参考>

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードの資料等

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00093.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html)

首相官邸 新型コロナウイルスへの備え

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

首相官邸 感染症対策特集

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/index.html>

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

外務省 海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

NPO 法人日本ネイリスト協会

<https://www.nail.or.jp/>

<参考>

「ネイルサロンにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」

<https://www.nail.or.jp/media/pdf/information/salonguide.pdf>



<謝辞>

ガイドラインの策定にあたり、ご指導を賜りましたことを心より御礼申し上げます。

公益財団法人 日本エステティック研究財団 理事長 関東裕美先生

公益財団法人 日本エステティック研究財団理事 舘田一博先生（一般社団法人日本感染症学会 理事長）

東京理科大学 工学部建築学科教授 倉淵隆先生（公益社団法人 空気調和・衛生工学会 副会長）

**「ネイルサロン衛生管理士」資格制度**

NPO 法人日本ネイリスト協会（以下 JNA）では、JNA が制定した「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」を普及し、ネイルサロンの現場で正しく活用していただくために「ネイルサロン衛生管理士」資格制度を設けています。

**【 制度の目的 】**

「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」を普及し、サロン従事者への啓発活動を通じて、国民の健康を守る安全で安心なネイルサービスの普及と公衆衛生の向上に資することを目的として、ネイルサロンの衛生管理に関する知識を習得した方に「ネイルサロン衛生管理士」資格を付与する制度です。

NPO 法人日本ネイリスト協会「ネイルサロン衛生管理士」資格制度

<https://www.nail.or.jp/eisei/index.html>



「ネイルスクールおよびネイルに関する授業・講習等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」  
2021年2月16日  
<Ver.5>



〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-14-3 赤坂東急ビル 5F  
TEL.03-3500-1580 FAX.03-3500-1608 <https://www.nail.or.jp>